

令和8年度 乙種防火管理講習案内

新宮市消防本部

消防法では、収容人が一定規模以上の建物の管理権限者に対し、防火管理の推進役としての防火管理者を選任し、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成させ、この計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付けされております。

この講習会は、防火管理者として必要な資格を取得するための講習です。講習に関する実務的な業務は、「株式会社プロシーズ」に委託しています。

1 受講対象者（消防法第8条第1項に定める防火対象物の関係者で、防火管理業務を適切に遂行できる管理又は監督的な地位にある者で次のいずれかの要件を満たすもの。）

- (1) 新宮市内に居住されている方
- (2) 新宮市内で勤務されている方
- (3) 新宮市内の建物等で防火管理者として選任（予定含む）されている方


2 乙種防火管理者の選任可能な建物

防火管理者の資格には「甲種」と「乙種」の2種類があり、甲種資格の方が上位の資格です。

甲種の資格をお持ちの防火管理者は、防火管理者が必要な全ての建物で防火管理者になることができますが、乙種の資格では比較的小規模な建物でしか防火管理者になることができません。乙種の資格は、甲種の資格より短い時間で取得することができますが、もし違う建物で防火管理をするために甲種の資格が必要になった場合は、2日間の甲種防火管理新規講習を受講していただく必要があります。免除科目も、講習費用の軽減もありません。

詳しくは新宮市ホームページの「令和8年度乙種防火管理講習のご案内」に添付の「防火管理（甲種・乙種）区分フローチャー」をご参照ください。


3 申込期間及び受講期間（令和8年度はオンライン型講習のみ行います。）

 <p>オンライン型講習 (オンデマンド方式)</p>	・配信される講義映像を、指定した期間中の任意の時間に受講者がインターネットに接続しているパソコン等を利用して「職場」や「自宅」等から受講する方式です。		
	・受講期間中（2週間）であれば24時間いつでも受講可能です。 (受講期間内は、自分のペースで受講できます。)		
	年	申込期間	受講期間
2026	10月7日(水)～10月11日(日)	11月10日(火)～11月19日(木)	

※詳しくは「新宮市ホームページ」の「令和8年度乙種防火管理講習（オンライン型講習・集合型講習）のご案内」をご覧ください。

4 申し込み方法（オンライン型講習）

「新宮市ホームページ」の「令和8年度乙種防火管理講習（オンライン型講習）のご案内」から申し込みをお願いします。《申し込みについては、必ず受講者本人が実施してください。》

 (申し込み専用ページリンク先)

「令和8年度乙種防火管理講習（オンライン型講習・集合型講習）のご案内」

<https://www.city.shingu.lg.jp/info/2949>



※ こちらの用紙でお申し込みをする際は「QRコード」を使用してください。

※ 消防署の窓口で申し込むことはできません。

5 受講料（オンライン型、集合型）

6,600円（税込）

受講サイトログイン後に「クレジット決済」又は「コンビニ決済」での支払いとなります。

※ 詳しくは「新宮市ホームページ」の「令和8年度乙種防火管理講習（オンライン型講習・集合型講習）のご案内」をご覧ください。

講習会に関して不明な点があれば新宮市消防本部予防課までお問い合わせください。

電話番号：0735-21-3326（電話対応時間 平日09時00分から17時15分まで）